

大和市告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、カーブス中央林間における通所型介護予防事業・心身機能向上講習（カーブス中央林間）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年11月19日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 有限会社石山商事 カーブス中央林間
取締役 疋田 聡恵
- 2 受託者の所在地 大和市下鶴間1598番地1 LAPLA中央林間2F
- 3 委託期間 平成26年11月14日から平成27年3月31日まで